

“ テクノロジーの世界連鎖 ”を捉える
ゴールドマン・サックスの独自アプローチ

techWIN[®]

techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式型 日本・アジア・オセアニア型 / 自動けいぞく投資可能 / 信託期間 無期限

目論見書

2003.8

設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行う techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 15 年 8 月 15 日に関東財務局長に提出しており、平成 15 年 8 月 16 日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資し、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

<目 次>

1.	ファンド概要	1
	1-1. 商品概要	1
	1-2. お買付けとご換金	2
2.	ファンドのポイント	3
	2-1. ファンドの特徴	3
	2-2. 投資対象	7
	2-3. 運用手法	8
	2-4. 運用プロセス	9
3.	運用体制	10
	3-1. ゴールドマン・サックスの運用体制	10
	3-2. 運用体制に関する社内規則等	10
	3-3. リスク管理体制	11
4.	分配方針	12
5.	リスクおよび留意点	13
	5-1. 元本変動リスク	13
	5-2. その他の留意点	16
6.	ファンドの情報提供	17
	6-1. 取扱販売会社	17
	6-2. 基準価額	17
	6-3. 運用報告書	17
	6-4. その他ディスクロージャー資料	17
7.	お申込手続き	18
	7-1. お買付け	18
	7-2. ご換金	19
	7-3. お買付けおよびご換金のお申込みにかかる留意点	20
8.	費用および税金	21
	8-1. 手数料、信託報酬および諸費用	21
	8-2. 課税上の取扱い	23

<目 次>

9.	信託の終了・約款の変更等	27
	9-1. 信託の終了	27
	9-2. 約款変更	28
	9-3. 反対者の買取請求権	28
	9-4. その他の契約の変更	29
10.	受益者の権利等	30
11.	内国投資信託受益証券事務の概要	32
12.	ファンドの概況	33
	12-1. ファンドの沿革	33
	12-2. ファンドの関係法人	33
13.	委託会社等の概況	35
14.	ファンドの経理状況および運用状況	36
	14-1. 財務諸表	39
	14-2. ファンドの現況	47
	14-3. 運用状況	49
15.	その他	51

投資信託用語集

信託約款

(注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を以下「委託会社」または「当社」といいます。

(注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を以下「投資信託法」といいます。

(注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1. ファンド概要

1-1. 商品概要

ファンド名	techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド (以下「本ファンド」または「techWIN」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託／国際株式型(日本・アジア・オセアニア型)／自動けいぞく投資可能
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	日本およびその他アジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の株式を主要投資対象とします。
信託設定日	2000年5月31日
募集期間	2003年8月16日から2004年8月17日まで * 募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
募集総額	5,000億円を上限とします。
信託期間	原則として無期限
決算日	毎年5月15日および11月15日。(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時 (分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。) 自動けいぞく投資コースの場合は、分配金は税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。
信託報酬	純資産総額に対して年率1.90%
信託事務の諸費用	純資産総額に対して年率0.05%を上限として定率で差引かれます。
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託銀行	みずほ信託銀行株式会社

シンガポール証券取引所・銀行の休業日

2003年	8月	9日	独立記念日
	10月	24日	ヒンズー教徒の祭典(ディパバリ)
	11月	25日	ラマダンの断食(イスラム教徒の祭日)
	12月	25日	クリスマス
2004年	1月	1日	元日
	1月	22日	中国旧正月
	1月	23日	中国旧正月
	2月	2日	メッカの巡礼日(イスラム教徒の祭日)
	4月	9日	復活祭(聖金曜日)
	5月	1日	労働者の日
	6月	2日	仏教徒祭典(バサク・デー)
	8月	9日	独立記念日
	11月	11日	ヒンズー教徒の祭典(ディパバリ)
	11月	15日	ラマダンの断食(イスラム教徒の祭日)
	12月	25日	クリスマス

※2003年8月15日現在、委託会社が認識し得る2004年12月までのシンガポール証券取引所・銀行の休業日です。
(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に取扱販売会社までお問い合わせください。)

1. ファンド概要

1-2. お買付けとご換金

お買付け・ご換金の申込受付	原則として毎営業日(国内の証券取引所またはシンガポール証券取引所もしくはシンガポールの銀行の休業日を除きます。)
受付締切時間	毎営業日の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時) (注)取扱販売会社によって受付時間が異なる場合がございます。
お買付価額・ご換金価額	お買付価額はお申込日の翌営業日の基準価額になります。ご換金価額はお申込日の翌営業日の基準価額より信託財産留保額を控除した金額となります(解約請求制)。
お買付単位 (注)	a. 一般コース : 1万口以上1万口単位 b. 自動けいぞく投資コース : 1円以上1円単位 購入時において、「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかをお選びいただくことになります。一度お選びいただいたコースは、途中で変更することはできません。
お申込手数料	3.00%を上限として、各取扱販売会社が別途定める料率
ご換金単位	1万口以上1万口単位(自動けいぞく投資コースの場合は1口単位)。信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口の解約には制限があります。
信託財産留保額	基準価額に対して0.30%
ご換金代金のお支払い	原則として換金申込日から起算して5営業日目からお申込みの取扱販売会社でお支払い致します。
課税関係	収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額に対して20%(所得税15%、地方税5%)の税率により源泉徴収されます。ただし、2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、個人の受益者について10%、法人の受益者について7%の優遇課税が適用される予定です。詳しくは「8-2.課税上の取扱い」をご参照ください。

お申込みの詳細については、取扱販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

(注)

- ・「一般コース」は、分配金をそのつど受取るコースです。
- ・「自動けいぞく投資コース」は、分配金が税金を差引かれた後、自動的に再投資されるコースです。お買付けに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。
- ・取扱販売会社によっては、最低申込単位が異なる場合や、いずれかのコースのみのお取扱いとなる場合があります。
- ・取扱販売会社によっては、自動けいぞく投資コースを申込まれた場合でも、収益分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することができます。

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴

本ファンドの特徴

1. 本ファンドは、主として“テクノロジーの世界連鎖”^(注1)の中で“勝ち残る”^(注2)と委託会社が考える日本およびその他アジア・オセアニア諸国^(注3)(オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ等)のテクノロジー関連企業^(注4)の上場／店頭登録株式(これに準ずるものを含みます。)に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該株式の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。
2. 原則として日本企業の株式と日本以外のアジア・オセアニア企業の株式への当初の投資比率は70:30を基本として資産配分を行います。
3. 原則として外貨建資産に対しては為替ヘッジを行いません。

(注)市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

- (注1) ここでいう「テクノロジーの世界連鎖」とは、ある技術の概念がある国で生まれ、それが国境を越えて別の国で洗練、生産されるというプロセスを抽象化したものであり、各プロセスに適するあるいはこれを得意とする国・地域が主な舞台となり、世界的な分業体制のもとでさまざまな技術が発展を遂げてきたというコンセプトです。
- (注2) ここでいう「委託会社が『勝ち残る』と考える企業」とは、テクノロジーフィールドで発展の鍵を握るとファンド・マネージャーが考え、かつ持続的な競争力と長期的な収益拡大を可能にする財務基盤と財務戦略を有するとファンド・マネージャーが判断した企業をいいます。
- (注3) 本書において「国」には地域を含みます。
- (注4) ここでいう「テクノロジー関連企業」とは、技術進歩や技術改良につながる、またこれらから恩恵を受ける可能性のある商品、サービス等の提供、利用あるいは開発に従事しているとファンド・マネージャーが判断する企業のことで、具体的には家電、通信機器、半導体/半導体製造装置、電子部品、精密機器、ソフトウェア、通信/インターネット、メディア/コンテンツ等の産業において製品またはサービスの開発、製造、販売等を行う企業をいいます。

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴

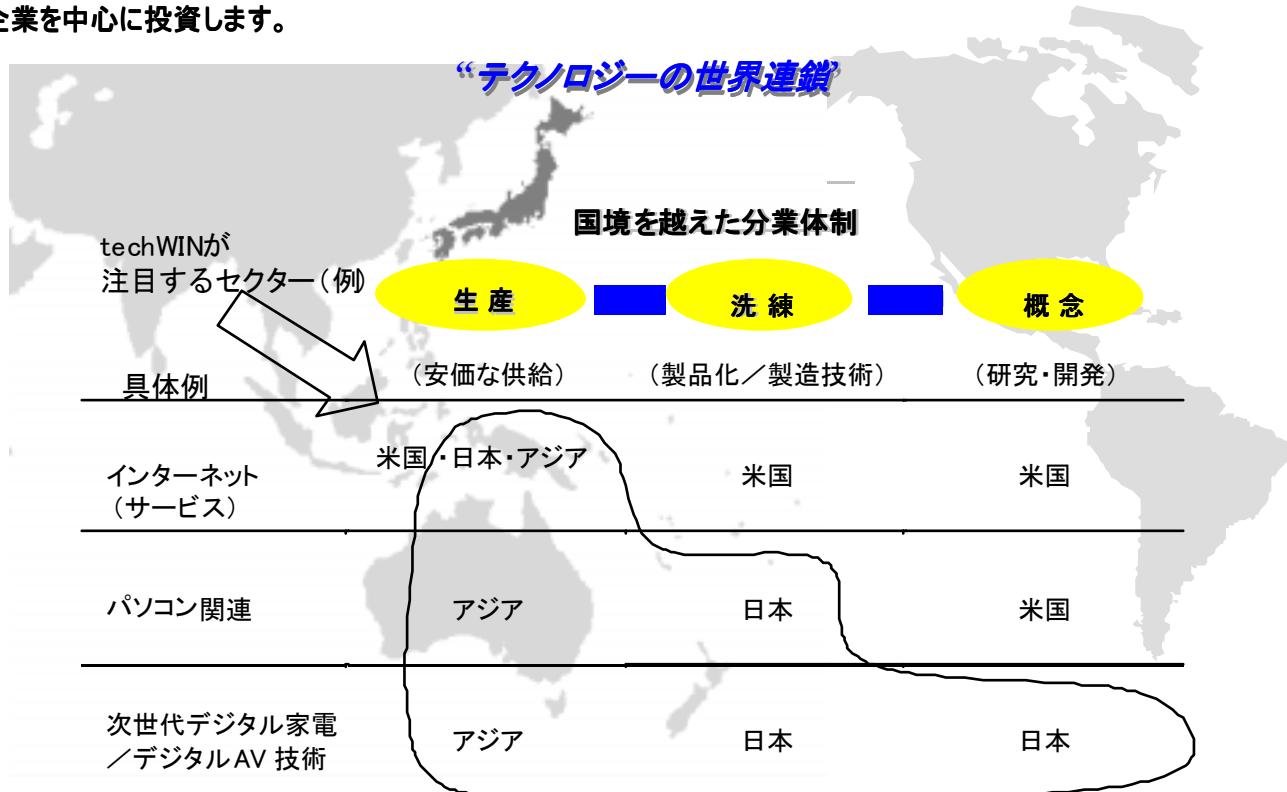
ファンドのコンセプト

techWINは21世紀のテクノロジー分野で発展の鍵を握るとゴールドマン・サックスが考える日本、アジア・オセアニアの企業に投資するファンドです。

テクノロジーの発展は、歴史的には研究・開発、製品化、生産という分業体制の下で実現してきたと考えられます。近年のテクノロジー産業は、企業の情報化と企業活動のグローバル化に伴い国境を越えた分業体制の下で発展していると考えます。

たとえば、ノート型パソコンは米国でその概念が生まれ、日本の小型/軽量化技術で洗練され、アジア諸国が世界の工場として生産を担う、という「概念－洗練－生産」の“テクノロジーの世界連鎖”というプロセスの下で発展してきたと考えられます。また、今日では次世代デジタル家電などの分野で新しい概念が日本でも生まれようとしていると思われます。

このような“テクノロジーの世界連鎖”の中で今後より重要な役割を担うと考えられる日本、アジア・オセアニア諸国の企業を中心に投資します。



上記の図は、“テクノロジーの世界連鎖”的なコンセプトを、米国・日本・アジア地域および業種セクターの具体例との関連において説明するために、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が事実を抽象化、単純化して作成した概念図です。上記“techWINが注目するセクター”は説明のために例示したものであり、本ファンドがこれらのセクターに必ずしも投資するとは限りません。

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴

ファンドの銘柄選択のポイント

日本およびその他アジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の中から、持続的な競争力と長期的な収益拡大を可能にする財務基盤と財務戦略を有するとファンド・マネージャーが判断した企業を中心に投資することで、“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”企業に投資するという、これまでのテクノロジー・ビジネスへの投資とは異なる視点に基づいた確固とした投資戦略を追求します。

techWINが投資する“勝ち残る”テクノロジー関連企業の条件

techWINが投資する日本企業の特徴

- 発展の鍵となる重要かつ高度な技術を有する企業
- デファクト・スタンダード(業界標準)を追求する企業
- グループ企業内での相乗効果を生むビジネスモデルを有する企業

techWINが投資するアジア企業の特徴

- 生産の受け皿としての地位を確立／規模の経済による競争力を確保した企業
- 競争力のある技術を組み合わせることにより付加価値を強化した企業
- 安い労働コストをベースにした価格競争力を有する企業



持続的な競争力と収益拡大を可能にする財務基盤と財務戦略

投資対象となる日本・アジア・オセアニア諸国の中の主なテクノロジー・セクターの例

業種		商品・サービス
ハードウェア	家電	デジタル家電、デジタルAV機器、DVD
	通信機器	携帯電話、基地局
	半導体/半導体 製造装置	DRAM、フラッシュ・メモリー、テスター、ステッパー
	電子部品	TFT(薄膜トランジスタ型液晶)、小型モーター、セラミック・コンデンサー
	精密機器	カメラ、磁気ディスク、医療用測定器
ソフトウェア		Webを用いたシステム・ソリューション ソフトウェア・コンサルティング ソフトウェア開発
通信/インターネット		ケーブル、衛星、ISP(インターネット・サービス・プロバイダー)
メディア/コンテンツ		テレビ、出版、音楽、映画、ゲーム

注1:上記の業種・商品・サービスの分類は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が独自に調査しましたものです。

注2:上記の表は主要投資対象を例示したものであり、本ファンドの投資先がこれらのセクターに限定されるものではなく、また今後本ファンドが上記セクターに投資することをお約束するものではありません。

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴

■ “テクノロジーの世界連鎖”の鍵を握る日本企業を選別する3つの視点

1. テクノロジーの進化、発展の鍵となる重要かつ高度な技術を有する企業

携帯電話、パソコン、AV機器などはダウンサイ징（小型化・軽量化）と大容量化の両方を可能にする技術が進化・発展の鍵を握っていると考えられ、このような技術を育む電子部品・デバイスのセクターにおいて、高い競争力を持つ日本企業に注目します。

2. デファクト・スタンダード（業界標準）を追求する企業

急速に進化しつつある携帯電話をはじめとする移動体通信技術ではセルラー端末、メモリー、システムLSIなどの要素技術が発展の鍵を握ると考えられ、この分野で次世代技術のデファクト・スタンダードを確立するポテンシャルを有する日本企業に注目します。

3. グループ企業内での相乗効果を生むビジネスモデルを有する企業

デジタルAV技術分野において、グループ力を活かし、次世代ゲーム機、デジタルTV、DVD、次世代メモリード等の開発等で先行し、次世代デジタル家電の分野で競争優位を確立すると思われる日本の民生用エレクトロニクス企業に注目します。

■ 世界の工場を担うアジア企業を選別する3つの視点

1. 生産の受け皿としての地位を確立／規模の経済による競争力を確保した企業

アジアのテクノロジー・セクターで技術的競争優位を確立し、規模の経済により競争力を確保し、世界の工場としての地位を確立したアジア企業に注目します。

2. 競争力のある技術を組み合わせることにより付加価値を強化した企業

競争力のある企業同士が協力することにより、より付加価値の高いサービスの供給を実現し、競争力を増した企業に注目します。

3. 安い労働コストをベースにした価格競争力を有する企業

アジア地域におけるプログラマーやエンジニア等の技術者的人件費水準と豊富な労働力の優位性を活用し、価格競争力を確保することができたアジア企業に注目します。

2. ファンドのポイント

2-2. 投資対象

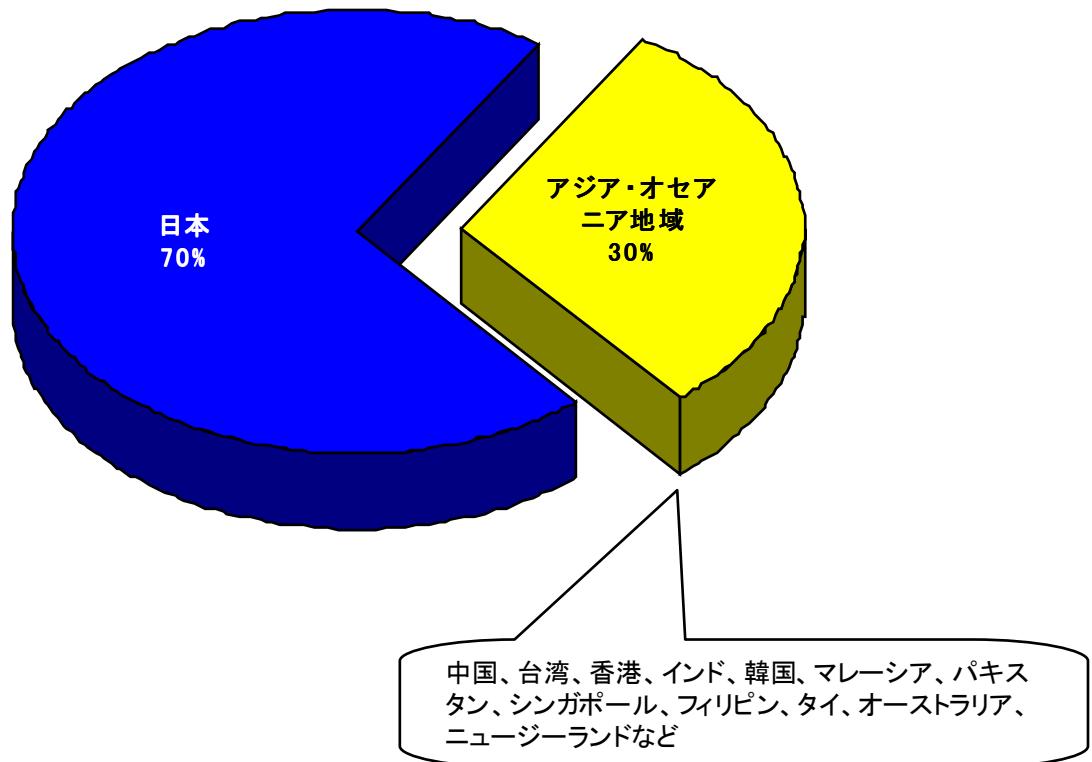
日本企業の株式と日本以外のアジア・オセアニア企業の株式への投資比率は、市場の時価総額等を考慮して、委託会社および投資顧問会社であるゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーの運用チームにより構成された資産配分委員会にて決定します。なお、当初の投資比率は70:30を基本として資産配分を行います。

投資対象国市場への直接投資に加えて、海外の証券取引所等において取引されている投資対象国企業の株式等にも投資します。

中長期的視点から各市場の企業業績見通しに重点を置き、金利の水準やその方向性、株価収益率等を考慮し、市場期待収益率の予測値も参考にしながら投資先企業の地域配分比率を決定します。

投資対象会社への会社訪問や工場見学等による直接調査の上、ファンダメンタルズ分析に基づいて個別銘柄の組入れを決定します。組入れ銘柄の選択に際しては、(1)資本効率が高いまたは改善していること、(2)経営陣の質およびその能力が高いこと、(3)平均以上の成長率を中長期的に維持できると見込まれること等を主な評価ポイントとします。

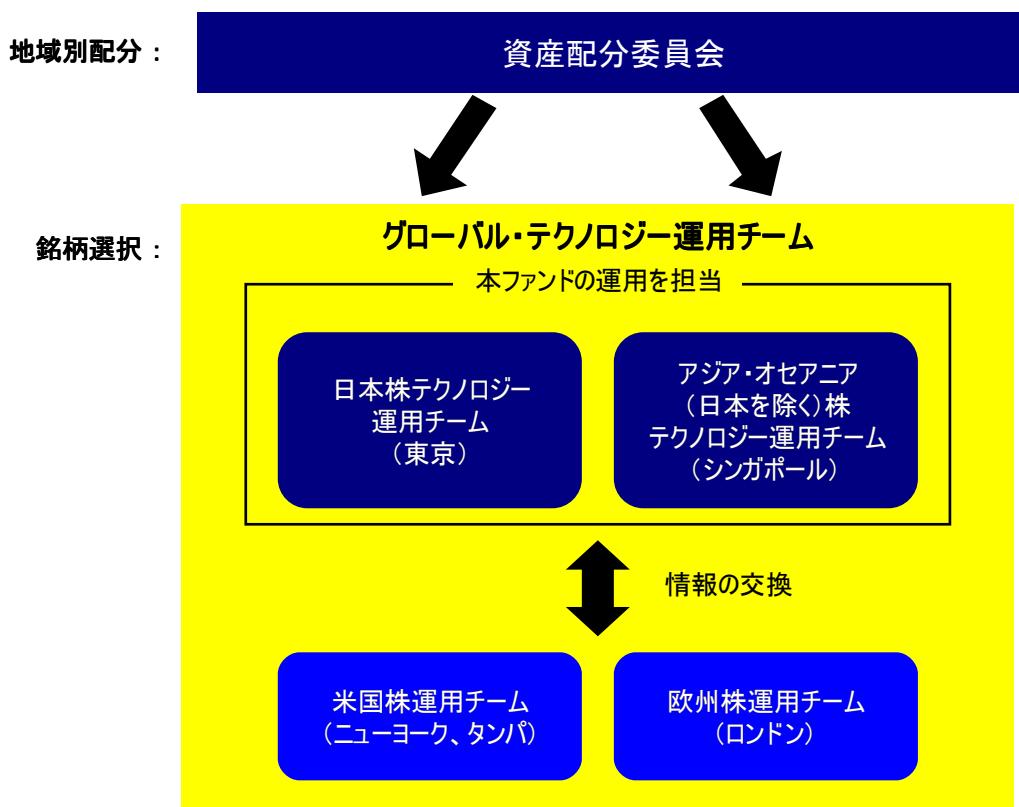
投資対象地域の基本配分



(注)上記の投資比率は当初設定時の基準となる比率であり、市況動向、資金動向等によっては変更となる場合があります。

2. ファンドのポイント

2-3. 運用手法



（注）ここでいうテクノロジー運用チームとは、本ファンドの運用を担当する運用チームにおいて、中心的役割を担うテクノロジー・セクター担当のファンド・マネージャーのことを指します。

■ 投資プロセスは①地域別配分と②銘柄選択の2段階で行われます。

地域別配分：日本・アジア・オセアニア諸国間の資産配分の決定

日本企業の株式と日本以外のアジア・オセアニア諸国の企業の株式への投資比率は、市場の時価総額等を考慮して、委託会社および投資顧問会社であるゴールドマン・サックス（シンガポール）ピー・ティー・イーの運用チームにより構成された資産配分委員会にて決定します。

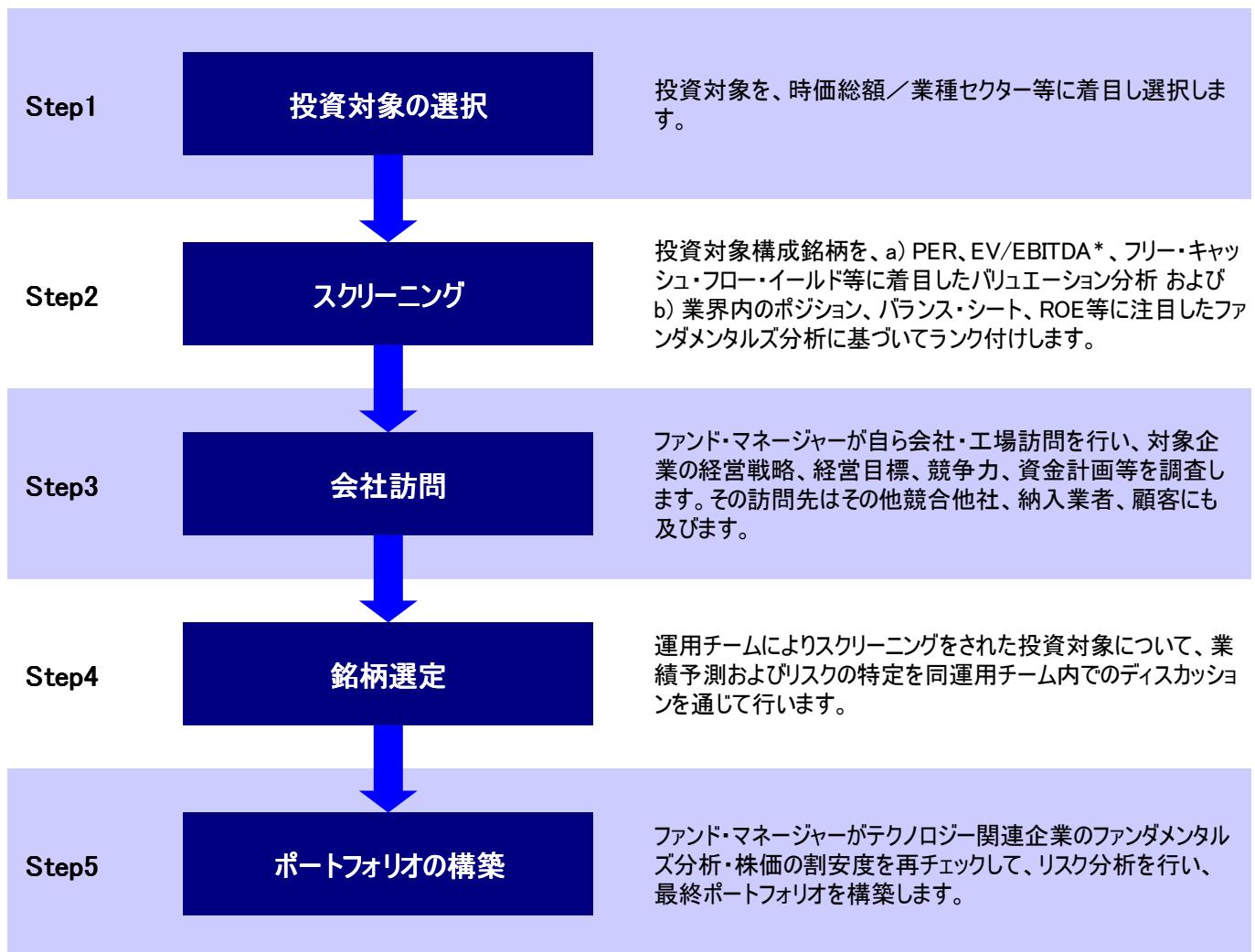
銘柄選択：グローバルな視点での情報交換を反映

日本株に関しては東京の運用チーム、アジア・オセアニア諸国（日本を除く）の企業の株式についてはシンガポールの運用チームが行うとともに、定期的に東京とシンガポールの運用チームが投資対象会社への会社訪問や工場見学による直接調査の上、ファンダメンタルズ分析に基づいて個別銘柄の組入れを決定します。また、東京とシンガポールの運用チーム間で銘柄検討の電話会議を開き、密接な情報交換と討論を行っています。欧州や米国のテクノロジー株の情報や分析についても、ゴールドマン・サックス・グループの各地域の運用チームと電話会議を行い、グローバルな調査を活用しています。

2. ファンドのポイント

2-4. 運用プロセス

本ファンドの運用は、原則として以下のプロセスに基づいて、ファンド・マネージャーが“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”と考える企業を選定していきます。



* 株価水準を測るひとつの指標で、この倍率が低ければ、株価は割安ということになります。EV(Enterprise Value)とは企業の買収価値のことと、株式時価総額(株価×発行済み株式数)+有利子負債-現預金の計算式で求められるものです。EBITDA(Earning Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization)とは、金利・税金・償却前利益のことです。

(注)本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

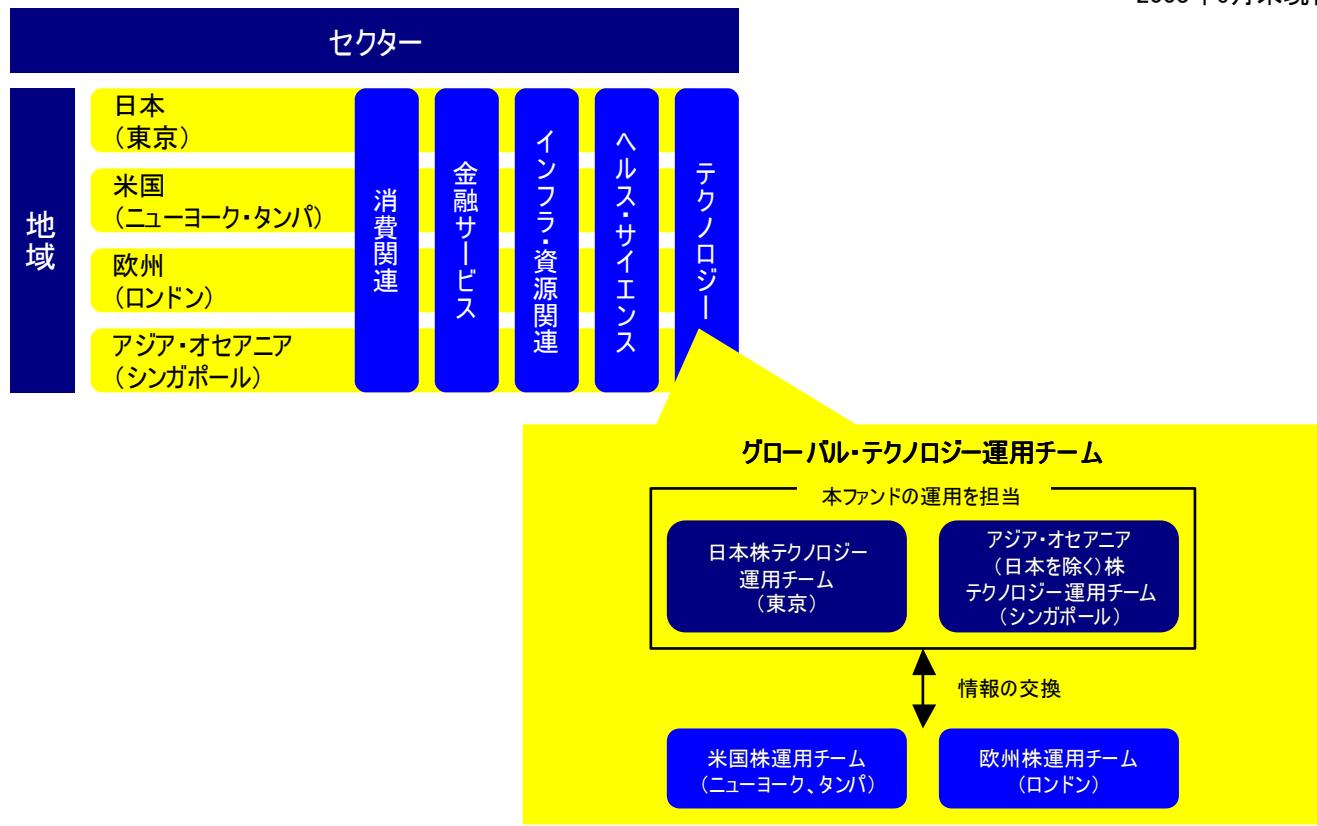
3. 運用体制

3-1. ゴールドマン・サックスの運用体制

本ファンドの運用は、委託者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（東京）およびシンガポールに本拠を置くゴールドマン・サックス（シンガポール）ピー・ティー・イーが担当します。本ファンドの運用においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は日本企業の株式の運用を、ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピー・ティー・イーは日本を除くアジア・オセアニア諸国の企業の株式の運用を担当しています。加えて、米国ニューヨークに本拠を置くゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAMニューヨーク)、英国ロンドンに本拠を置くゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)の各拠点のファンド・マネージャーとともにグローバルでテクノロジー運用チームを構成しており、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図っています。

ゴールドマン・サックスのグローバル株式運用体制

2003年6月末現在



(注) ここでいうテクノロジー運用チームとは、本ファンドの運用を担当する運用チームにおいて、中心的役割を担うテクノロジー・セクター担当のファンド・マネージャーのことを持ちます。

3-2. 運用体制に関する社内規則等

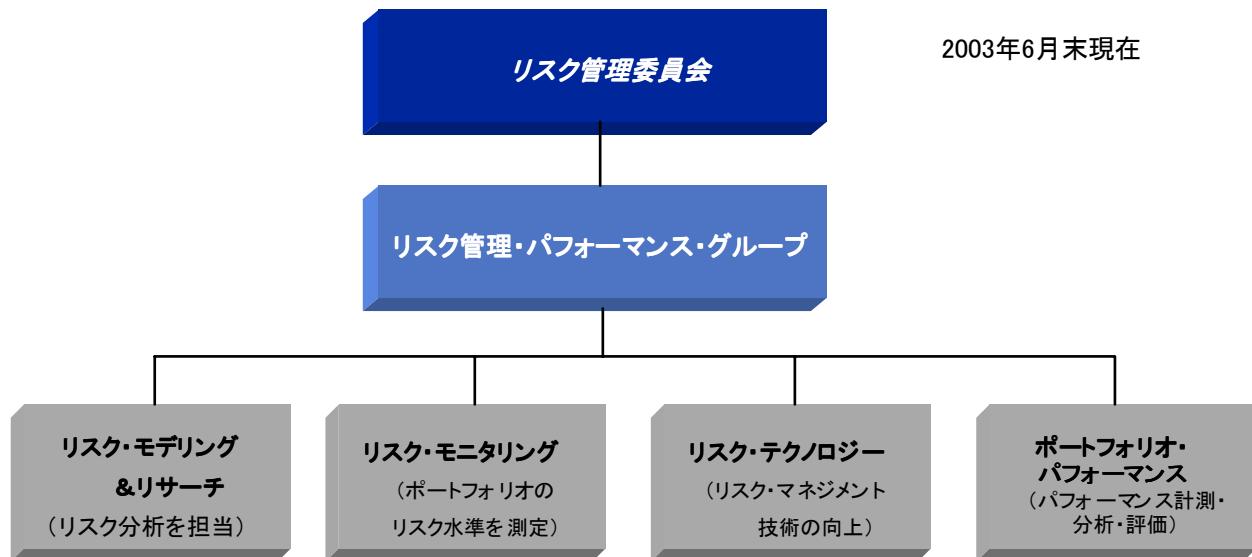
ファンドの運用に関する社内規定として、ファンド・マネージャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）

3. 運用体制

3-3. リスク管理体制

本ファンドにおいては、主に、ニューヨーク、ロンドン、東京を拠点とする委託会社グループ内に設置されたリスク管理・パフォーマンス・グループにより、多角的に運用のリスク管理が行われています。リスク管理・パフォーマンス・グループは、運用部門とは独立した組織として、第三者的な視点からポートフォリオのリスクをモニターします。リスク管理・パフォーマンス・グループは、委託会社グループにおいてリスク管理についての最終的な責任を負うリスク管理委員会の監督の下、具体的には、ポートフォリオが十分に分散されているか否か等につきモニターします。

また、委託会社および運用の拠点のコンプライアンス部門により、法令および信託約款等の遵守状況につきモニタリングが行われています。



上記は今後変更されることがあります。

4. 分配方針

4. 分配方針

年2回決算を行い、原則として毎計算期末(毎年5月15日および11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。
2. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
3. 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。
4. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 一般コースの場合、収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目から取扱販売会社を通じて支払われます。

※ なお、自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合、受益証券の発行価格は、各決算日の基準価額とします。

※ 自動けいぞく投資コースの場合、取扱販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することができます。

5. リスクおよび留意点

5-1. 元本変動リスク

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されていません。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 株式への投資に伴うリスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは、テクノロジー関連企業の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等の様々なリスクが伴うことになります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特にテクノロジー関連企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対してより大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティー(価格変動率)が高くより大きなリスクがあると考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に反応して変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。株式市場には株価の上昇と下降の波があり、これが繰り返される傾向にあります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 店頭登録株式等への投資に伴うリスク

本ファンドは、国内・海外を問わず店頭登録株式またはこれに準ずるものにも投資します。こうした株式には、証券取引所に上場されている銘柄に比べて比較的新興であり、あるいは取引される株式数の少ない銘柄が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティー(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

5. リスクおよび留意点

5-1. 元本変動リスク

3. 日本以外の国への投資に伴うリスク

本ファンドは、日本を除くアジア・オセアニア諸国をも投資対象国として一定の資産配分を行います。これに伴い以下のようなリスクがあります。

a. 為替リスク

これらの諸国を投資対象国とする場合、投資対象たる株式は外貨建となり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。市況によっては為替ヘッジを行うこともありますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります。(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

b. カントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。本ファンドには、こうした投資対象国の政治経済情勢、規制等様々な要因による影響を受けるカントリー・リスクが伴います。

とりわけ、本ファンドの投資対象国における証券市場の中には、外国の投資家による投資に種々の規制が加えられているものがあります。投資回収に政府の同意その他の制約が課せられる場合もあります。

c. エマージング市場への投資に伴うリスク

本ファンドの投資対象国にはいわゆるエマージング諸国が含まれます。エマージング諸国の市場への投資は、一般的に株式の流動性が低く、市場環境やその国の政治状況によってはアジア通貨危機で見られたように投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があります。その結果、解約代金の支払日が一部解約申込日から起算して5営業日目を超える場合があります。また、大量の解約が出て信託財産中の流動性の高い証券を売却するだけでは解約代金を捻出しきれないような場合など、状況によっては、解約の申込みを受付けない場合もあります。

エマージング諸国の市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、上記のカントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから株式の流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に証券市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。エマージング諸国におけるカストディアンやブローカーに証券が預託される場合にもリスクが生じます。

5. リスクおよび留意点

5-1. 元本変動リスク

4. 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

5. 市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

6. 先物取引等に伴うリスク

本ファンドは、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、ブローカーの破産等が生じた場合に、取引の中止、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより本ファンドが悪影響を被ることがあります。

7. コール・ローンの相手先に関するリスク

本ファンドは余資運用を原則としてコール・ローンで行いますが、これには相手先の信用リスクが伴います。

5. リスクおよび留意点

5-2. その他の留意点

1. 資産規模に関する留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

2. 受託銀行の信用力に関する留意点

受託銀行の格付けが低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

3. 繰上償還に関する留意点

本ファンドは、受益権の総口数が50億口を下回った場合等に、必要な手続を経て、繰上償還されることがあります。繰上償還された場合には、手数料は返還されません。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

5. 受託銀行の辞任・解任に伴う委託会社の免責に関する留意点

受託銀行は、委託会社の承諾を受けて本ファンドの受託者の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託銀行を解任することができます。

受託銀行が辞任しましたは解任されたもしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託会社は、受託銀行の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めますが、かかる判断の結果解任されなかった受託銀行または選任された新受託者が倒産等により信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

6. その他の留意点

指定証券会社／登録金融機関より委託会社に対してお申込金額の払込みが現実になされるまでは、本ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いはすべて指定証券会社／登録金融機関を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を指定証券会社／登録金融機関に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

各指定証券会社／登録金融機関はその取次会社を通じて受益証券の販売を行うことがあります。さらに取次会社は、指定証券会社／登録金融機関に代わり購入申込者への目論見書の交付、受益者への運用報告書の交付、その他本ファンドに関する業務を行います。

委託会社は、指定証券会社／登録金融機関またはその取次会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、指定証券会社／登録金融機関またはその取次会社は販売(お申込代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

6. ファンドの情報提供

6-1. 取扱販売会社

本ファンドの取扱販売会社および取扱販売会社ごとの販売条件等(償還乗換優遇、換金乗換優遇を含みます。)につきましては、下記の照会先で入手可能です。

6-2. 基準価額

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は取扱販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: テック戦)。

6-3. 運用報告書

原則として、年2回の計算期末(5月15日および11月15日)および信託終了時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

6-4. その他ディスクロージャー資料

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次もしくは週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、取扱販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

(照会先) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (5573) 7800

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ : <http://www.gs.com/japan/gsam>

7. お申込手続き

7-1. お買付け

申込(払込)取扱場所については、前記「6. ファンドの情報提供」記載の照会先までお問い合わせください。原則として、申込取扱場所において払込を取扱います。

お買付けのお申込みは、国内の証券取引所またはシンガポール証券取引所もしくはシンガポールの銀行の休業日である場合を除く毎営業日の原則として午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)^(注)までとし、かかる受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとします。お買付代金は、取得申込日の翌営業日の基準価額を使って計算されます。

(注) 取扱販売会社によっては受付時間が異なる場合がございます。

* 収益分配金に関し、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります(ただし、取扱販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、本ファンドの取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を当該取扱販売会社との間で結んでいただきます。ただし、取扱販売会社によっては、自動けいぞく投資コースを申込まれた場合でも、収益分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。

指定証券会社/登録金融機関は、追加設定を行う日に、本ファンドのお申込金額を、本ファンドの委託者である委託会社に支払い、委託会社はこれを本ファンドの受託会社に払込みます。

なお、本ファンドは、上記に従い受託者に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益証券を取得しません。

本ファンドの受益証券の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を取扱販売会社に支払います。払込期日は取扱販売会社によって異なります。詳しくは各取扱販売会社にお問い合わせください。

本ファンドの受益証券は原則無記名式です。取得者の請求により記名式とすることもできます。受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失などの事故を防ぐためにも、委託会社は、取扱販売会社での「保護預り」をおすすめします。ただし、「自動けいぞく投資契約」を結ばれた方は、すべて保護預りとさせていただきます。

7. お申込手続き

7-2. ご換金

原則として毎営業日(ただし、国内の証券取引所またはシンガポール証券取引所もしくはシンガポールの銀行の休業日を除きます。)に一部解約のお申込みができます。一部解約のお申込みは毎営業日の原則として午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)^(注)までとし、受付の時間を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとします。一部解約される場合には1万口以上1万口単位(「自動けいぞく投資契約」を結ばれた場合には1口単位)で換金できます。

(注) 取扱販売会社によっては受付時間が異なる場合がございます。

ご換金のお手取り額は、お申込日の翌営業日の基準価額から次の額を差引いた額となります。

- (イ) 信託財産留保額^(注1)(基準価額の0.3%)
- (ロ) 所得税および地方税((イ)控除後の個別元本超過額^(注2)に対して20%^(注3))

(注1)「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

(注2)「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本となります。詳しくは、後記「8-2. 課税上の取扱い」をご参照ください。

(注3)2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、個人の受益者について10%、法人の受益者について7%の優遇課税が適用される予定です。詳しくは、後記「8-2. 課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約代金の支払いは原則として一部解約申込日より5営業日目からとします。一部解約代金の支払いのために信託財産から流動性の低い証券を売却する必要がある場合には、支払いには5営業日より長くかかる可能性があります。場合によっては一部解約を受け付けないこともあります。

ご換金場所は取扱販売会社の本・支店、営業所です。

委託会社および取扱販売会社は受益証券の買戻しを行いません。ご換金は「解約請求制」によるご換金のみとなります。本ファンドでは、法令上認められる場合を除き買取請求制度はありません。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口の解約には制限があります。詳しくは、取扱販売会社にお問い合わせください。

7. お申込手続き

7-3. お買付けおよびご換金のお申込みにかかる留意点

1. お買付け

証券取引所における取引の中止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、取扱販売会社は、お買付けのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお買付けのお申込みを取消すことができます。

2. ご換金

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、委託会社は、ご換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたご換金のお申込みを保留または取消すことができます。

これによりご換金のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受付けたご換金のお申込みが保留された場合には、申込者は当該受付中止または保留以前に行つた当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、申込者がその申込みを撤回しない場合には、当該受益証券のご換金代金は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を申込日として計算された金額とします。

8. 費用および税金

8-1. 手数料、信託報酬および諸費用

1. 申込手数料

(a) お申込口数またはお申込代金に応じて、3.00%を上限として各取扱販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額(取得申込日の翌営業日の基準価額)に乗じて得た額が申込手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

一般コースの場合、お申込代金は、お申込金額(お申込価額×お申込口数)に、申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額です。

自動けいぞく投資コースの場合には、お支払いいただく金額(お申込代金)の中から申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を差引きさせていただきます。ただし、取扱販売会社によっては、お申込金額に別途申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた金額をお支払いいただきます。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について手数料はかかりません。

2. 換金(解約)手数料

換金(解約)請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額をご負担いただきます。詳しくは、前記「7-2. ご換金」をご参照ください。

3. 信託報酬

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.90%を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および各指定証券会社/登録金融機関間の配分については、各指定証券会社/登録金融機関の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

支 払 先 各指定証券会社／ 登録金融機関の取扱いにかかる純資産総額	委託会社	指定証券会社／ 登録金融機関	受託銀行
100億円未満の部分	年率 1.0%	年率 0.8%	年率 0.1%
100億円以上の部分	年率 0.8%	年率 1.0%	年率 0.1%

なお、委託会社の報酬には、ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーへの投資顧問報酬が含まれます。

信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社および指定証券会社/登録金融機関の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、指定証券会社/登録金融機関の報酬は委託会社より指定証券会社/登録金融機関に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支弁されます。

8. 費用および税金

8-1. 手数料、信託報酬および諸費用

4. 信託事務の諸費用等

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)

委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを本ファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁します。

8. 費用および税金

8-2. 課税上の取扱い

収益分配時・解約時・償還時に受益者が負担する税金は2003年8月15日現在、以下のとおりです。
ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	普通分配金に対し20%(所得税15%、地方税5%)
解 約 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	解約価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し20%(所得税15%、地方税5%)
償 返 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	償還価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し20%(所得税15%、地方税5%)

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および株式等の売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

8. 費用および税金

8-2. 課税上の取扱い

〈個別元本について〉

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については各取扱販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいでく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉をご参考ください。)

〈収益分配金の課税について〉

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があり、「普通分配金」に対して所得税(15%)および地方税(5%)が課されます。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

8. 費用および税金

8-2. 課税上の取扱い

◇個人、法人別の課税の取扱いについて

(1) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税 15% および地方税 5%）の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税 15% および地方税 5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

8. 費用および税金

8-2. 課税上の取扱い

<ご参考>

公募株式投資信託について、2004年1月1日から税の取扱いが変更される予定です。変更の概略は以下のとおりですが、詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

① 個人の受益者に対する課税

普通分配金および解約・償還時の個別元本超過額については配当課税が適用されます。

現行の源泉徴収税率は20%(所得税15%および地方税5%)ですが、2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、源泉徴収税率10%(所得税7%および地方税3%)の優遇税率が適用されます。なお、2008年4月1日以降は、源泉徴収税率については、現行の20%(所得税15%および地方税5%)に戻る予定となっています。

また、収益の多寡を問わず確定申告不要となります。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば、配当税額控除が適用された上で総合課税となります。

また、2004年1月1日以降に解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより「株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得」との損益通算が可能になります。なお、公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

② 法人の受益者に対する課税

普通分配金および解約・償還時の個別元本超過額については益金に算入され、法人税・地方税が課されます。

現行の源泉徴収税率は20%(所得税15%および地方税5%)ですが、2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、源泉徴収税率7%(所得税7%)の優遇税率が適用されます。なお、2008年4月1日以降は、源泉徴収税率は15%(所得税15%)となる予定です。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

9. 信託の終了・約款の変更等

9-1. 信託の終了

1. 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記2.に定める手続きを準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

2. その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記9-2.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託業者と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1か月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

9. 信託の終了・約款の変更等

9-2. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

9-3. 反対者の買取請求権

前記9-1.に規定する信託契約の解約または前記9-2.に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記9-1.または前記9-2.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益証券の買取りを請求することができます。

9. 信託の終了・約款の変更等

9-4. その他の契約の変更

1. 募集・販売契約

委託会社と指定証券会社／登録金融機関との間の証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

2. 投資顧問契約

委託会社とゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーとの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーが法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、または委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更をゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーに対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

10. 受益者の権利等

10. 受益者の権利等

1. 収益分配金受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日目から収益分配金交付票と引き換えに指定証券会社／登録金融機関を通じて受益者に支払います。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を指定証券会社／登録金融機関に交付します。この場合、指定証券会社／登録金融機関は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。

指定証券会社／登録金融機関は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

2. 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目から受益証券と引き換えに指定証券会社／登録金融機関を通じて受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

3. 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払いの場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払いの場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

10. 受益者の権利等

10. 受益者の権利等

4. 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日の前日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

5. 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は指定証券会社／登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後、指定証券会社／登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

指定証券会社／登録金融機関が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。(なお、信託財産より委託者に損害賠償を行った結果、受託者が損害賠償請求された場合、信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。)

11. 内国投資信託受益証券事務の概要

11. 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 受益証券の名義書換え

(a) 記名式受益証券の名義書換手続

「記名式受益証券名義書換請求書」に記入のうえ、印鑑登録印(取扱販売会社への登録印)を押捺して、印鑑登録票二葉および当該受益証券を添付して、取扱販売会社経由で委託会社に提出することにより記名式の受益証券の所持人は名義書換えを請求することができます。

(b) 取扱場所・取次所・代理人

記名式受益証券の名義書換えは取扱販売会社にて取扱います。

(c) 手数料

記名式受益証券の名義書換えには手数料はかかりません。

(d) その他

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換えによらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

2. 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。名義書換えの手続は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

3. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

4. 受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

12. ファンドの概況

12-1. ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2000年5月31日であり、同日より運用を開始しました。

12-2. ファンドの関係法人

1. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

委託会社は、証券投資信託である本ファンドの委託者であり、受託銀行と、本ファンドの当初の払込期日である2000年5月31日に本ファンドの信託契約を締結しました。投資信託の仕組みは、多数の投資家から預かる資金を、投資家のために利殖の目的で、専門の機関が主として有価証券に投資し、運用の成果をすべて投資家に返すものです。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することができます。その場合、これに関連して発生する費用が信託事務の処理等に要する諸費用の一部として、信託報酬とは別途本ファンドから支払われることがあります。詳しくは前記8-1「4. 信託事務の諸費用等」をご参照ください。

2. 投資顧問会社(ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イー)

ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より日本を除くアジア・オセアニア株式(その指数先物を含みます。)および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3. 受託銀行(みずほ信託銀行株式会社)

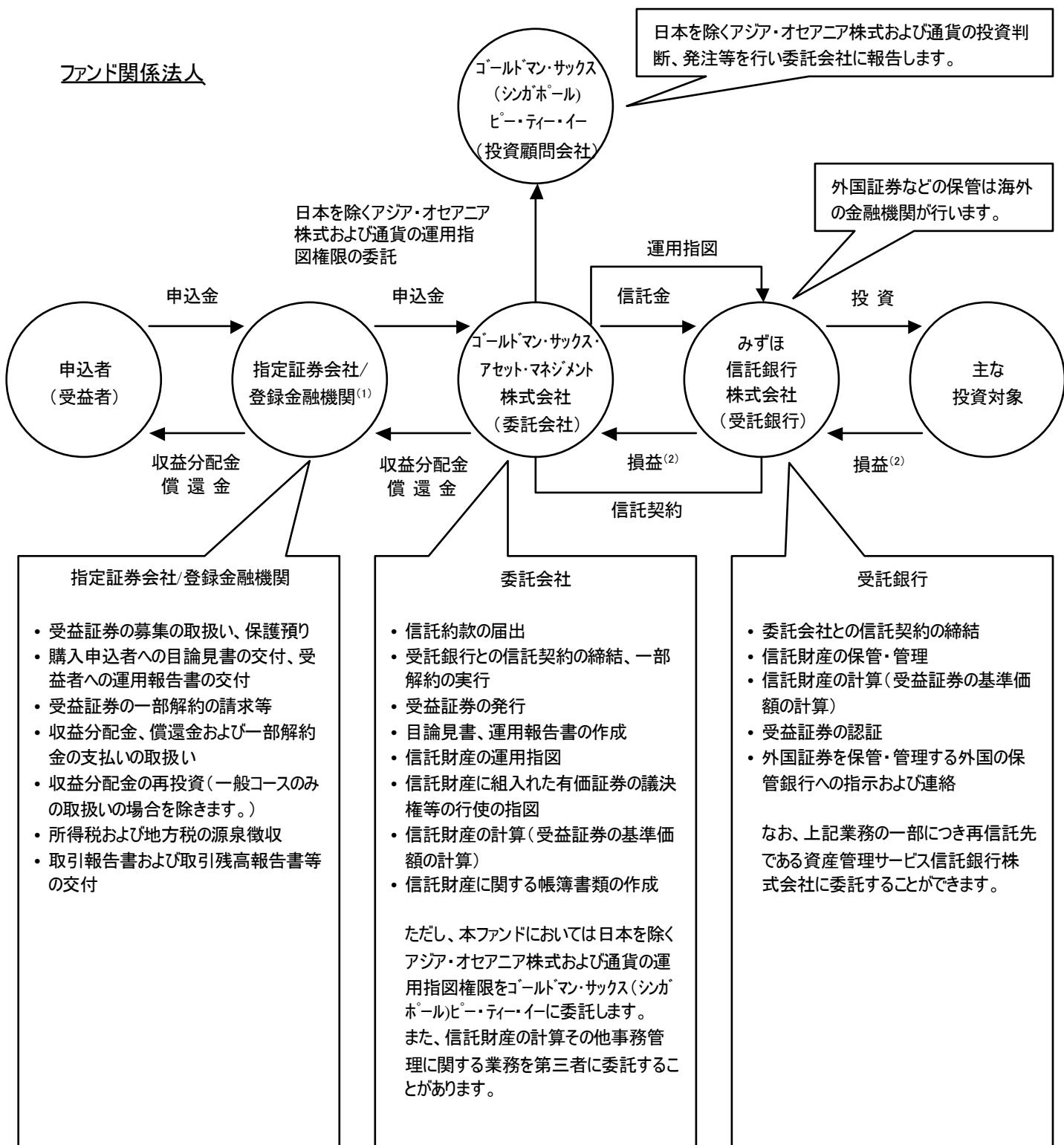
受託銀行は本ファンドの受託者であり、本ファンドに関し、下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりの業務を行います。

4. 指定証券会社・指定登録金融機関

指定証券会社および指定登録金融機関は本ファンドの販売会社であり、本ファンドに関し、下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりの業務を行います。

指定証券会社および指定登録金融機関は、委託会社との間の募集・販売契約に基づいて、受益証券の募集の取扱い等を行います。

12. ファンドの概況



(1) 指定証券会社または指定登録金融機関のためにお申込みの取次ぎを行う取次会社は、指定証券会社/登録金融機関の上記各業務の全部または一部を行います。

(2) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

なお、上図中の株式にはその指数先物が含まれます(いわゆるレバレッジを使った運用は原則として行いません。)。

13. 委託会社等の概況

13. 委託会社等の概況

1. 資本金

委託会社の資本の額は金4億9,000万円です(2003年8月15日現在)。

2. 沿革

委託会社は、米国を本拠地として総合的な金融サービスの提供を展開するゴールドマン・サックスの資産運用グループの日本における拠点として、日本法上の株式会社として設立された投資信託委託業者です。主な変遷は以下の通りとなっています。なお、この他に、これまで、商号の変更、合併、事業目的の変更等はありませんでした。

1996年2月6日	会社設立
1996年2月23日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
2000年11月30日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴う投資信託委託業のみなし認可
2001年8月13日	有価証券等に係る投資顧問業を会社の目的に追加
2002年1月18日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(「投資顧問業法」)上の投資顧問業者としての登録
2002年3月29日	投資顧問業法上の投資一任契約に係る業務の認可
2002年4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所 : 東京都港区赤坂二丁目17番7号 赤坂溜池タワー
代表者の役職氏名 : 代表取締役 土岐 大介

4. 大株主の状況

(2003年8月15日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・ストリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

14. ファンドの経理状況および運用状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、第 5 期計算期間(2002 年 5 月 16 日から 2002 年 11 月 15 日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しており、第 6 期計算期間(2002 年 11 月 16 日から 2003 年 5 月 15 日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は 6 カ月であるため、財務諸表は 6 カ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 5 期計算期間(2002 年 5 月 16 日から 2002 年 11 月 15 日まで)及び、第 6 期計算期間(2002 年 11 月 16 日から 2003 年 5 月 15 日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

監 査 報 告 書

平成 15 年 1 月 6 日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

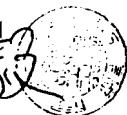
代表取締役 土岐 大介 殿

中 央 青 山 監 査 法 人



代表社員 公認会計士
関与社員

清水 敏



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド（以下「ファンド」という。）の平成 14 年 5 月 16 日から平成 14 年 11 月 15 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成 14 年 11 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成15年6月19日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中



代表社員
関与社員 公認会計士

清水 豪



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成14年11月16日から平成15年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成15年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

14. ファンドの経理状況および運用状況

14-1. 財務諸表

techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

(1)貸借対照表

(単位:円)

科 目	期 別	第5期 [2002年11月15日現在]	第6期 [2003年5月15日現在]
	金 額	金 額	
資 産 の 部			
流 動 資 産			
預 金	金 額	60,862,711	51,686,085
金 銭 信 託		401,173	1,895,023
コ ー ル ・ 口 一 ン		77,192,519	92,611,539
株 式		2,648,880,095	2,358,505,382
未 収 入 金		51,622,775	15,021,749
未 収 配 当 金		4,853,753	4,974,961
未 収 利 息		2	1
流 動 資 産 合 計		2,843,813,028	2,524,694,740
資 産 合 計		2,843,813,028	2,524,694,740
負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金		23,501,482	10,024,762
未 払 解 約 金		1,119,522	523,590
未 払 受 託 者 報 酬		1,778,034	1,360,391
未 払 委 託 者 報 酉		32,004,563	24,487,064
そ の 他 未 払 費 用		846,620	647,748
流 動 負 債 合 計		59,250,221	37,043,555
負 債 合 計		59,250,221	37,043,555
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		5,687,092,155	5,351,880,561
剩 余 金			
期 末 欠 損 金		2,902,529,348	2,864,229,376
(うち分配準備積立金)		(31,182,528)	(28,825,209)
(うち当期損失)		(1,174,329,323)	—
剩 余 金 合 計		△2,902,529,348	△2,864,229,376
純 資 産 合 計		2,784,562,807	2,487,651,185
負債・純資産合計		2,843,813,028	2,524,694,740

14. ファンドの経理状況および運用状況

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

期 別 科 目	第5期 〔自 2002年5月16日 至 2002年11月15日〕		第6期 〔自 2002年11月16日 至 2003年5月15日〕	
	金額		金額	
経常損益の部				
営業損益の部				
営業収益				
受取配当金	11,883,204		18,355,043	
受取利息	215,635		69,897	
有価証券売買等損益	△1,078,715,370		△105,834,041	
為替差損益	△69,946,228	△1,136,562,759	△14,630,941	△102,040,042
営業費用				
受託者報酬	1,778,034		1,360,391	
委託者報酬	32,004,563		24,487,064	
その他費用	3,983,967	37,766,564	2,501,150	28,348,605
営業損失		1,174,329,323		130,388,647
経常損失		1,174,329,323		130,388,647
当期損失		1,174,329,323		—
当期純損失		—		130,388,647
一部解約に伴う		98,523,490		—
当期損失分配額		—		656,409
一部解約に伴う		—		2,902,529,348
当期純損失分配額		1,977,927,748		
期首次損金		1,977,927,748		
欠損金減少額		1,977,927,748		
当期一部解約に 伴う欠損金減少額	186,700,462	186,700,462	249,859,563	249,859,563
欠損金増加額				
当期追加信託に 伴う欠損金増加額	35,496,229	35,496,229	81,827,353	81,827,353
分配金		—		—
期末欠損金		2,902,529,348		2,864,229,376

14. ファンドの経理状況および運用状況

重要な会計方針		第5期 〔自 2002年5月16日 至 2002年11月15日〕	第6期 〔自 2002年11月16日 至 2003年5月15日〕
項目	期別		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法		為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

14. ファンドの経理状況および運用状況

注記事項

(貸借対照表関係)

項目 期別	第5期 〔2002年11月15日現在〕	第6期 〔2003年5月15日現在〕
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	6,183,639,073 円 84,386,845 円 580,933,763 円	5,687,092,155 円 153,664,923 円 488,876,517 円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,902,529,348 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,864,229,376 円であります。

(損益及び剰余金計算書関係)

第5期 〔自 2002年5月16日 至 2002年11月15日〕	第6期 〔自 2002年11月16日 至 2003年5月15日〕
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者の報酬の22.5%相当額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末の分配準備積立金(31,182,528 円)より、分配対象収益は31,182,528 円(1 口当たり0.005483 円)でありますが、分配を行なっておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末の分配準備積立金(28,825,209 円)より、分配対象収益は28,825,209 円(1 口当たり0.005385 円)でありますが、分配を行なっておりません。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第5期〔2002年11月15日現在〕		第6期〔2003年5月15日現在〕	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,648,880,095	△771,334,988	2,358,505,382	△85,268,607
合計	2,648,880,095	△771,334,988	2,358,505,382	△85,268,607

14. ファンドの経理状況および運用状況

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

第5期 〔自 2002年5月16日 至 2002年11月15日〕	第6期 〔自 2002年11月16日 至 2003年5月15日〕
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

14. ファンドの経理状況および運用状況

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1) 口当たり情報

項目	期別	第5期 〔2002年11月15日現在〕	第6期 〔2003年5月15日現在〕
	1口当たり純資産額	0.4896円	0.4648円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	信越化学工業	23,000	3,560.00	81,880,000	
	JSR	32,000	1,242.00	39,744,000	
	日本ゼオン	54,000	591.00	31,914,000	
	太陽インキ製造	4,200	3,690.00	15,498,000	
	富士写真フィルム	10,000	3,160.00	31,600,000	
	旭硝子	42,000	629.00	26,418,000	
	三井金属鉱業	68,000	295.00	20,060,000	
	SMC	9,600	8,370.00	80,352,000	
	日本電産	7,800	7,150.00	55,770,000	
	シャープ	37,000	1,275.00	47,175,000	
	ソニー	16,200	799.00	12,943,800	
	船井電機	7,200	11,390.00	82,008,000	
	キーエンス	1,680	19,680.00	33,062,400	
	ユー・エム・シー・ジャパン	476	82,500.00	39,270,000	
	ファンック	12,300	4,870.00	59,901,000	
	ローム	5,600	11,540.00	64,624,000	
	村田製作所	11,700	4,090.00	47,853,000	
	キヤノン	5,000	4,690.00	23,450,000	
	リコー	51,000	1,721.00	87,771,000	
	東京エレクトロン	12,700	4,540.00	57,658,000	
	HOYA	9,700	7,010.00	67,997,000	
	アーク	17,900	4,430.00	79,297,000	
	任天堂	3,000	8,370.00	25,110,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	50	263,000.00	13,150,000	
	伯東	42,500	1,416.00	60,180,000	
	ミスミ	13,100	3,280.00	42,968,000	
	野村総合研究所	1,900	7,960.00	15,124,000	

14. ファンドの経理状況および運用状況

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
小計	オービック アルゴニナー 日本オラクル マイテック コナミ	6,000	18,650.00	111,900,000	
		17,900	627.00	11,223,300	
		7,000	3,450.00	24,150,000	
		17,100	3,330.00	56,943,000	
		12,000	1,755.00	21,060,000	
	HON HAI PRECISION-GDR SK TELECOM CO LTD-ADR			1,468,054,500	
		26,358	6.75	177,916.50	
		14,000	16.39	229,460.00	
				407,376.50	
				(47,377,886)	
オーストラリアドル	SINGAPORE TELECOMM-CUFS PUBLISHING & BROADCASTING TELSTRA CORPORATION LTD	220,000	1.25	275,000.00	
		57,300	8.98	514,554.00	
		155,000	4.28	663,400.00	
				1,452,954.00	
				(109,145,904)	
	CHINA MOBIL (HONG KONG) LEGEND HOLDINGS LIMITED SMARTONE TELECOMMUNICATIONS	100,500	16.55	1,663,275.00	
		566,000	2.27	1,287,650.00	
		186,000	9.00	1,674,000.00	
				4,624,925.00	
				(68,957,631)	
香港ドル	VENTURE MFG (SINGAPORE) LTD MOBILEONE (ASIA) LTD SINGAPORE PRESS HOLDING	22,000	15.10	332,200.00	
		252,000	1.22	307,440.00	
		27,000	16.70	450,900.00	
				1,090,540.00	
				(73,513,301)	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	571,500	4,300.00	2,457,450,000.00	
				2,457,450,000.00	
				(34,158,555)	
韓国ウォン	KOREA ELECTRIC TERMINAL CO SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS-PFD SAMSUNG ELECTRONICS-PFD NV SAMSUNG SDI CO LTD SINDO RICOH CO LTD SAMSUNG ELECTRONICS KOREA TELECOM CORPORATION	16,010	19,600.00	313,796,000.00	
		16,160	21,900.00	353,904,000.00	
		3,550	151,500.00	537,825,000.00	
		4,730	76,800.00	363,264,000.00	
		4,080	63,100.00	257,448,000.00	
		2,320	309,500.00	718,040,000.00	
		3,095	47,200.00	146,084,000.00	
				2,690,361,000.00	
				(263,117,305)	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGR AU OPTRONICS CORP DELTA ELECTRONICS INC PHOENIXTEC POWER CO LTD	562,000	19.50	10,959,000.00	
		310,587	19.00	5,901,153.00	
		135,487	42.80	5,798,843.60	
		264,000	29.30	7,735,200.00	

14. ファンドの経理状況および運用状況

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
小計	AMBIT MICROSYSTEMS CORP COMPAL ELECTRONICS OPTIMAX TECHNOLOGY CORP REALTEK SEMICONDUCTOR CORP TAIWAN SEMICONDUCTOR UNITED MICROELECTRONICS CORP QUANTA COMPUTER INC	49,000	97.00	4,753,000.00	
		237,800	39.00	9,274,200.00	
		135,000	44.10	5,953,500.00	
		62,000	70.00	4,340,000.00	
		286,560	49.20	14,098,752.00	
		364,665	20.70	7,548,565.50	
		75,412	65.50	4,939,486.00	
				81,301,700.10	
				(272,360,695)	
	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	3,030	2,869.00	8,693,070.00	
				8,693,070.00	
				(21,819,605)	
合計				2,358,505,382	
				(890,450,882)	

(イ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 2 銘柄	100.0%	5.3%
オーストラリアドル	株式 3 銘柄	100.0%	12.3%
香港ドル	株式 3 銘柄	100.0%	7.7%
シンガポールドル	株式 3 銘柄	100.0%	8.3%
インドネシアルピア	株式 1 銘柄	100.0%	3.8%
韓国ウォン	株式 7 銘柄	100.0%	29.5%
台湾ドル	株式 11 銘柄	100.0%	30.6%
インドルピー	株式 1 銘柄	100.0%	2.5%

(②) 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

14. ファンドの経理状況および運用状況

14-2. ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

(2003年6月30日現在)

I 資産総額	2,880,339,099 円
II 負債総額	53,553,711 円
III 純資産額(I - II)	2,826,785,388 円
IV 発行済口数	5,285,913,434 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	0.5348 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄(上位 30 銘柄)

(2003年6月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	オービック	通信業	4,800	18,650.00	89,520,000	21,460.00	103,008,000	3.64
日本	株式	リコー	電気機器	51,000	1,721.00	87,771,000	1,962.00	100,062,000	3.54
日本	株式	信越化学工業	化学	23,000	3,560.00	81,880,000	4,100.00	94,300,000	3.34
日本	株式	アーク	その他製品	21,500	4,349.22	93,508,260	4,190.00	90,085,000	3.19
日本	株式	HOYA	精密機器	10,700	6,990.90	74,802,701	8,270.00	88,489,000	3.13
日本	株式	船井電機	電気機器	5,700	11,390.00	64,923,000	13,400.00	76,380,000	2.70
日本	株式	ファナック	電気機器	12,300	4,870.00	59,901,000	5,950.00	73,185,000	2.59
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	12,700	4,540.00	57,658,000	5,690.00	72,263,000	2.56
日本	株式	ローム	電気機器	4,800	11,540.00	55,392,000	13,090.00	62,832,000	2.22
日本	株式	メイテック	サービス業	17,100	3,330.00	56,943,000	3,650.00	62,415,000	2.21
日本	株式	日本電産	電気機器	7,800	7,150.00	55,770,000	7,930.00	61,854,000	2.19
日本	株式	ユー・エム・シー・ジャパン	電気機器	476	82,500.00	39,270,000	128,000.00	60,928,000	2.16
日本	株式	伯東	卸売業	45,500	1,405.88	63,967,555	1,330.00	60,515,000	2.14
日本	株式	SMC	機械	5,700	8,352.30	47,608,110	10,110.00	57,627,000	2.04
日本	株式	シャープ	電気機器	37,000	1,275.00	47,175,000	1,541.00	57,017,000	2.02
日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	72,000	636.06	45,796,825	745.00	53,640,000	1.90
日本	株式	JSR	化学	32,000	1,242.00	39,744,000	1,459.00	46,688,000	1.65
日本	株式	村田製作所	電気機器	9,700	4,090.00	39,673,000	4,720.00	45,784,000	1.62
日本	株式	日本ゼオン	化学	54,000	591.00	31,914,000	668.00	36,072,000	1.28
オーストラリア	株式	TELSTRA CORPORATION LTD	通信	155,000	341.62	52,952,588	354.40	54,932,124	1.94
オーストラリア	株式	PUBLISHING & BROADCASTING	放送・出版	57,300	716.78	41,071,700	791.81	45,370,965	1.61
インドネシア	株式	TELEKOMUNIKASI TBK PT	通信	571,500	62.78	35,878,770	67.16	38,381,940	1.36
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	電気・電子	2,320	31,166.65	72,306,628	36,352.70	84,338,264	2.98
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD NV	電気・電子	3,550	15,256.04	54,158,977	17,119.00	60,772,450	2.15
韓国	株式	SAMSUNG SDI CO LTD	電気・電子	4,730	7,733.75	36,580,684	9,314.74	44,058,767	1.56
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS-PF	電気・電子	16,160	2,205.32	35,638,132	2,396.65	38,730,025	1.37
韓国	株式	KOREA ELECTRIC TERMINAL CO	電子部品・計器	16,010	1,973.71	31,599,257	2,245.60	35,952,216	1.27
台湾	株式	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGR	コンピューター	854,000	69.05	58,972,634	72.66	62,051,640	2.20
台湾	株式	COMPAL ELECTRONICS	電気・電子	366,800	136.16	49,945,572	162.62	59,649,016	2.11
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	電子部品・計器	180,560	170.23	30,737,089	197.21	35,610,043	1.26

14. ファンドの経理状況および運用状況

業種別投資比率(2003年6月30日現在)

国内/外国	業種	投資比率(%)
国内	化学	8.90
	ガラス・土石製品	3.09
	非鉄金属	1.12
	機械	2.04
	電気機器	22.63
	精密機器	5.16
	その他製品	3.19
	通信業	6.67
	卸売業	3.36
	サービス業	2.21
外国	コンピューター	2.59
	電気・電子	13.65
	電子部品・計器	7.02
	エネルギー関連機器・サービス	0.94
	放送・出版	2.82
	通信	8.52
合 計		94.85

(3) 投資不動産物件(2003年6月30日現在)

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの(2003年6月30日現在)

該当事項はありません。

14. ファンドの経理状況および運用状況

14-3. 運用状況

(1) 投資状況

(2003年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,649,934,000	58.37
	オーストラリア	123,658,421	4.37
	香港	76,892,160	2.72
	シンガポール	82,017,842	2.90
	インドネシア	38,381,940	1.36
	韓国	339,466,494	12.01
	台湾	344,424,843	12.18
	インド	26,572,297	0.94
	小計	2,681,347,997	94.85
その他の資産			
預金・コールローン・金銭信託	—	173,606,219	6.14
その他の資産	—	25,384,883	0.90
小計		198,991,102	7.04
負債	—	53,553,711	1.89
合計(純資産総額)	—	2,826,785,388	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 運用実績

① 純資産の推移

2003年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額(円) (分配落)	1口当たり純資産額(円) (分配付)
1期	(2000年11月15日)	5,936	5,936	0.8240	0.8240
2期	(2001年5月15日)	5,087	5,087	0.7688	0.7688
3期	(2001年11月15日)	3,695	3,695	0.5751	0.5751
4期	(2002年5月15日)	4,205	4,205	0.6801	0.6801
5期	(2002年11月15日)	2,784	2,784	0.4896	0.4896
6期	(2003年5月15日)	2,487	2,487	0.4648	0.4648
	2002年7月末日	3,387	—	0.5529	—
	2002年8月末日	3,239	—	0.5364	—
	2002年9月末日	2,956	—	0.4944	—
	2002年10月末日	2,827	—	0.4905	—
	2002年11月末日	2,958	—	0.5327	—
	2002年12月末日	2,706	—	0.4930	—
	2003年1月末日	2,571	—	0.4731	—
	2003年2月末日	2,453	—	0.4588	—
	2003年3月末日	2,497	—	0.4612	—
	2003年4月末日	2,490	—	0.4643	—
	2003年5月末日	2,616	—	0.4897	—
	2003年6月末日	2,826	—	0.5348	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

14. ファンドの経理状況および運用状況

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自2000年5月31日 至2000年11月15日	0.0000
第2期	自2000年11月16日 至2001年5月15日	0.0000
第3期	自2001年5月16日 至2001年11月15日	0.0000
第4期	自2001年11月16日 至2002年5月15日	0.0000
第5期	自2002年5月16日 至2002年11月15日	0.0000
第6期	自2002年11月16日 至2003年5月15日	0.0000

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自2000年5月31日 至2000年11月15日	△17.6
第2期	自2000年11月16日 至2001年5月15日	△6.7
第3期	自2001年5月16日 至2001年11月15日	△25.2
第4期	自2001年11月16日 至2002年5月15日	18.3
第5期	自2002年5月16日 至2002年11月15日	△28.0
第6期	自2002年11月16日 至2003年5月15日	△5.1

(3) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自2000年5月31日 至2000年11月15日	11,052,302,712 (0)	3,847,892,065 (0)	7,204,410,647 (0)
第2期	自2000年11月16日 至2001年5月15日	530,322,721 (0)	1,117,379,292 (0)	6,617,354,076 (0)
第3期	自2001年5月16日 至2001年11月15日	305,841,620 (0)	497,787,560 (0)	6,425,408,136 (0)
第4期	自2001年11月16日 至2002年5月15日	230,596,341 (0)	472,365,404 (0)	6,183,639,073 (0)
第5期	自2002年5月16日 至2002年11月15日	84,386,845 (0)	580,933,763 (0)	5,687,092,155 (0)
第6期	自2002年11月16日 至2003年5月15日	153,664,923 (0)	488,876,517 (0)	5,351,880,561 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

15. その他

15. その他

1. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
2. 1または複数の内容の要約仮目論見書を使用します。

有価証券届出書添付書類を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条1項1号口に規定する書類(以下「要約仮目論見書」といいます。ただし、有価証券届出書による届出が効力を生じた後に使用される場合は「要約目論見書」という表題が用いられることがあります。)として、以下の記載に従い使用します。

- (a) 要約仮目論見書は、チラシ、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール(ハガキ、封書用)、電子媒体として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。
- (b) 要約仮目論見書は、使用形態によって字体、レイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、別紙に表示するとおりまたはその他委託会社および取扱販売会社の名称およびロゴ、本ファンドのロゴ、写真、イラスト、見出しおよびキャッチ・コピーを付加して使用されることがあります。

要約仮目論見書の表紙に以下のような文言を記載することがあります。

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ お申込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。
 - ・ 本ファンドは、株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資し、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
 - ・ 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
 - ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
 - ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
 - ・ 証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- (c) 有価証券届出書の第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」の主要内容を要約し、「お申込みメモ」、「本ファンドの概要」、「ご投資の手引き」および「費用と税金」として、要約仮目論見書に記載することができます。また、有価証券届出書本文第三部「特別情報」の主要内容を要約し、要約仮目論見書に記載することができます。

15. その他

(d) 要約仮目論見書に以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を記載することがあります。

- ・テクノロジーの勝ち組みを探そう。

Looking for the winners in the technology sector.

- ・テクノロジーの世界連鎖

The global technology chain

- ・ターゲットは、日本とアジアのテクノロジー。

Targeting the technology sector of Japan and Asia.

- ・ターゲットは、日本とアジアのテクノロジー・セクター。

Targeting the technology sector of Japan and Asia.

(e) 要約仮目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。

(f) メモ欄として罫線を記載した頁を設けることがあります。

(g) 社長のごあいさつ(言及されるデータは適宜更新されます。)を記載することがあります。

(h) 本ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、上位組入銘柄(業種・セクター、主要取引市場、組入比率、組入数、組入額、格付を含みます。)、投資対象の資産別構成比、投資国別構成比、業種・セクター別構成比、市場別構成比、株式および先物の合計に基づく組入割合の表示によるポートフォリオ構成、通貨、為替予約の状況ならびにそれらの推移等に関する説明を、文章、数値、グラフで表示することができます。また、直近の基準価額、純資産総額等を表示することができます(表示されるデータは適宜更新されます。)。なお、セクターの記載に関しては、本ファンドの運用チーム独自の分類を用いることがあります。また、大要次のような文言を付記することができます。「本ファンドの受益証券の価額は、本ファンドに組入れられる有価証券等(外貨建の有価証券等や為替取引には為替リスクもあります。)の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。受益証券の取得を希望される方は、目論見書をお読みください。過去の実績に関する数値・データは将来の結果をお約束するものではありません。組入銘柄、セクター別構成比、市場別構成比、ポートフォリオ構成等は本書各基準日現在の情報であり、変動します。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。本書は個別銘柄ないし特定の運用戦略を推奨するものではありません。

(i) 運用実績として基準価額(税引き前分配金込みもしくは分配金落ち後またはその双方)および過去の分配実績(各月および年率換算ならびに再投資の状況を含みます。)の推移、年換算利回り、銘柄構成、設定来または直近1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、1年半、2年、3年の騰落率等を数値またはグラフで表示することができます(表示されるデータは適宜更新されます。)。

投資信託用語集(1)

委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、取扱販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

解約価額(かいやくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

株式投資信託(かぶしきとうしんたく)

投資信託の分類の一つです。一般的には株式を主な投資対象とするファンドを指しますが、約款上で株式を少しでも組入れることが可能なファンドは株式投資信託に分類されます。したがって、主に公社債に投資するファンドであっても、株式投資信託に分類される場合があります。

為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為をいいます。為替ヘッジを行う場合には、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

投資信託用語集(2)

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

取扱販売会社(とりあつかいはんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、解約請求の受付、分配金・償還金・解約金の支払いなどを行う金融機関を指します。

信託約款

追加型証券投資信託

techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

(2003 年 8 月 15 日)

運用の基本方針

約款第 21 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の株式およびその他アジア・オセアニア諸国の株式を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主として日本およびその他アジア・オセアニア諸国(オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ等)のテクノロジー関連企業の上場/店頭登録株式(これに準ずるものを含みます。)に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該株式の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。ここでいう「テクノロジー関連企業」とは、技術進歩や技術改良につながる、またこれらから恩恵を受ける可能性のある商品、サービス等の提供、利用あるいは開発に従事しているとファンダメンタルズ分析等により判断する企業のことです。具体的には家電、通信機器、半導体/半導体製造装置、電子部品、精密機器、ソフトウェア、通信/インターネット、メディア/コンテンツ等の産業において製品またはサービスの開発、製造、販売等を行う企業をいいます。
- ② 日本企業の株式と日本以外のアジア・オセアニア企業の株式への投資比率は、市場の時価総額等を考慮して、委託者およびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーの運用チームにより構成された資産配分委員会にて決定します。
- ③ 投資対象国市場への直接投資に加えて、海外の証券取引所等において取引されている投資対象国企業の株式等にも投資します。
- ④ 中長期的視点から各市場の企業業績見通しに重点を置き、金利の水準やその方向性、株価収益率等を考慮し、市場期待収益率の予測値も参考にしながら投資先企業の地域配分比率を決定します。
- ⑤ 投資対象会社への会社訪問や工場見学等による直接調査の上、ファンダメンタルズ分析に基づいて個別銘柄の組入れを決定します。組入れ銘柄の選択に際しては、(1)資本効率が高いまたは改善していること、(2)経営陣の質およびその能力が高

<信託約款>

いこと、(3)平均以上の成長率を中長期的に維持できると見込まれること等を主な評価ポイントとします。

- ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑩ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借り入れを行うことができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることができます。
- ⑪ ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーに日本を除くアジア・オセアニア株式(その指数先物が含まれます。)および通貨の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③ デリバティブおよび外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時ににおいて信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3. 収益分配方針

年2回決算を行い、毎計算期末(毎年5月15日および11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。
- ② 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ③ 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ④ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金50億～5,000億円¹を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第7項、第55条第1項、第56条、第57条第1項または第59条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。
② この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

¹ 5,000億円を上限とします。ただし、50億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、50 億～5,000 億口²に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益証券の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 27 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 34 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位および価額等)

第 12 条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 10 条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対し、毎営業

² 5,000 億口を上限とし、第 2 条の信託金を 1 口 1 円で計算した口数とします。

日において、1万口以上1万口単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1万円(またはこれを超えて当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める金額)以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第51条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

- ② 前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.0%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の受益証券の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の中止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益証券の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第46条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 17 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 18 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 18 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - ホ. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - ヘ. 金銭債権
 - ト. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。)
 - チ. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条各号に規定するもののうち、次に掲げるもの
 - a. 金利先渡取引に係る権利
 - b. 為替先渡取引に係る権利
 - c. 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
 - リ. 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者(第 22 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 6. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
 17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
 20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預 金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券

- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託財産相互間取引等)

第 20 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

- 1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
- 2. 信託財産と(i)ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営む投資顧問業に係る顧客または(ii)ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドが締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 22 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号： ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イー
所 在 地： シンガポール
委託内容： 日本を除くアジア・オセアニア株式(その指数先物が含まれます。)および通貨の運用

- ② 前項の委託を受けた者が受けける報酬は、別に定める取り決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借り入れの指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借り入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借り入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指數等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取

引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 31 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 33 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第 35 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

第 36 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 37 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 38 条 [削除]

(信託財産の表示および記載の省略)

第 39 条 信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 40 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 41 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 42 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入った資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 43 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図することができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 44 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 45 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 46 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 16 日から 11 月 15 日および 11 月 16 日から翌年 5 月 15 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は平成 12 年 5 月 31 日から平成 12 年 11 月 15 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 47 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 48 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあら

はじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の190の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第50条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第51条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じるものとします。
- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず

ず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払うことができます。

- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第 54 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。
- ⑩ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます(なお、信託財産より委託者に損害賠償を行った結果、受託者が損害賠償請求された場合、信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。)。

(収益分配金および償還金の時効)

第 52 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 53 条 受託者は、収益分配金については第 51 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 51 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 51 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 51 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 54 条 受益者は、第 2 項に定める場合を除き毎営業日において、自己の有する受益証券につき、委託者に当該営業日を一部解約実行の請求日として、1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 50 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 次条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 54 条第 7 項」と読み替えます。

(信託契約の解約)

第 55 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を

解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 56 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 60 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 57 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 60 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 58 条 委託者は、投資信託委託業者の営業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 59 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 60 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
 - 1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があつたとき。
 - 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
 - 5. その他委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。
- ④ 本条に基づき受託者が辞任した場合は解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかつた受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第 60 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときは、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 60 条の 2 第 55 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 55 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 の規定に基づき、受益証券の買取りを請求することができます。

(公 告)

第 61 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 62 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 12 年 5 月 31 日

委託者 東京都港区赤坂二丁目 17 番 7 号赤坂溜池タワー
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社

<信託約款>

techwin[®]